

契約書別紙 兼 重要事項説明書

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会医療法人 豊生会
主たる事務所の所在地	札幌市東区東苗穂 3 条 1 丁目 2 番 18 号
代表者（職名・氏名）	理事長 星野 豊
設立年月	1995 年 3 月
電話番号	011-784-1121

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	当別あんしんクリニック	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	石狩郡当別町園生 53 番地 39	
電話番号	0133-27-8012	
指定年月・事業所番号	2023 年 6 月指定	0111014668
管理者（職名・氏名）	院長 長嶋 俊介	
通常の事業の実施地域	当別町、新篠津村、石狩市一部、江別市一部	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問看護又は介護予防訪問看護は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「訪問看護職員」といいます。)が、そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補

助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月30日から1月3日までを除く。
営業時間	午前9時00分から午後4時30分

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤3人、非常勤0人	理学療法士	
准看護師		作業療法士	
保健師		事務職員	常勤2人

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の管理責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などございましたら、お申し出ください。

管理責任者の氏名	管理者 東 絵美子
----------	-----------

8. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、クリニックの下記の窓口でお受けします。

相談窓口	電話番号 0133-27-8012
------	-------------------

11. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんのであらかじめご了承ください。

● 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い

(2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

1 2. 利用料

利用者がサービスを利用した場合の「基本利用料」は「訪問看護利用料・介護予防訪問看護利用料」のとおりであり、利用者からお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割(一定以上の所得のある方は2割又は3割)の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) キャンセル料

キャンセル料は不要です。

(2) 支払い方法

毎月10日頃に請求書を郵送致します。

口座振替により、毎月27日(土日祝の場合は翌平日)にご指定の口座から引き落とし致します。

(3) 訪問看護利用料・介護予防訪問看護利用料

【介護保険】訪問看護・介護予防(病院・診療所)料金表
(介護)訪問看護の場合

利用料金(1回あたり)

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
サービス利用時間ごとの料金 (訪問看護)	20分未満	266	2,660円	266円	532円	798円
	30分未満	399	3,990円	399円	798円	1,197円
	30分以上1時間未満	574	5,740円	574円	1,148円	1,722円
	1時間以上1時間30分未満	844	8,440円	844円	1,688円	2,532円
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 サービスと連携して訪問看護を行う場合	1月につき	2,961	29,610円	2,961円	5,922円	8,883円

※准看護師による訪問の場合、上記訪問看護費の90%で算定

※夜間(18:00～22:00)又は早朝(6:00～8:00)の場合、所定単位数の25%増

※深夜(22:00～6:00)の場合、所定単位数の50%増

※特別地域訪問看護が適用となる地域の場合、所定単位数の15%増

※中山間地域における小規模事業所加算が適用の場合、所定単位数の10%増(特別管理加算、ターミナルケア加算を除く)

※中山間地域におけるサービス提供の場合、所定単位数の5%増(特別管理加算、ターミナルケア加算を除く)

加算項目

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満 1回につき	254	2,540円	254円	508円	762円
	30分以上 1回につき	402	4,020円	402円	804円	1,206円
複数名訪問加算(Ⅱ)	30分未満 1回につき	201	2,010円	201円	402円	603円
	30分以上 1回につき	317	3,170円	317円	634円	951円
1時間30分以上の訪問看護の場合	1回につき	300	3,000円	300円	600円	900円
要介護5の者の場合(定期巡回・随時対応訪問介護看護と連携)		800	8,000円	800円	1,600円	2,400円
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	1月につき	325	3,250円	325円	650円	975円
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	1月につき	315	3,150円	315円	630円	945円
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	500	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	250	2,500円	250円	500円	750円
専門管理加算	1月につき	250	2,500円	250円	500円	750円
ターミナルケア加算	死亡月につき	2,500	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
遠隔死亡診断補助加算	死亡月につき	150	1,500円	150円	300円	450円
初回加算(Ⅰ)	1月につき	350	3,500円	350円	700円	1,050円
初回加算(Ⅱ)	1月につき	300	3,000円	300円	600円	900円
退院時共同指導加算	1回につき	600	6,000円	600円	1,200円	1,800円
看護・介護職員連携強化加算	1回につき	250	2,500円	250円	500円	750円
看護体制強化加算(Ⅰ)	1月につき	550	5,500円	550円	1,100円	1,650円
看護体制強化加算(Ⅱ)	1月につき	200	2,000円	200円	400円	600円
口腔連携強化加算	1回につき	50	500円	50円	100円	150円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1回につき	6	60円	6円	12円	18円
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護と連携し訪問看護を行う場合(1月につき)	50	500円	50円	100円	150円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1回につき	3	30円	3円	6円	9円
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護と連携し訪問看護を行う場合(1月につき)	25	250円	25円	50円	75円

【介護保険】訪問看護・介護予防(病院・診療所)料金表
(介護予防)訪問看護の場合

利用料金(1回あたり)

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
サービス利用時間ごとの料金 (介護予防訪問看護)	20分未満	256	2,560円	256円	512円	768円
	30分未満	382	3,820円	382円	764円	1,146円
	30分以上1時間未満	553	5,530円	553円	1,106円	1,659円
	1時間以上1時間30分未満	814	8,140円	814円	1,628円	2,442円

※准看護師による訪問の場合、上記訪問看護費の90%で算定

※夜間(18:00～22:00)又は早朝(6:00～8:00)の場合、所定単位数の25%増

※深夜(22:00～6:00)の場合、所定単位数の50%増

※特別地域訪問看護が適用となる地域の場合、所定単位数の15%増

※中山間地域における小規模事業所加算が適用の場合、所定単位数の10%増(特別管理加算、ターミナルケア加算を除く)

※中山間地域におけるサービス提供の場合、所定単位数の5%増(特別管理加算、ターミナルケア加算を除く)

加算項目

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満 1回につき	254	2,540円	254円	508円	762円
	30分以上 1回につき	402	4,020円	402円	804円	1,206円
複数名訪問加算(Ⅱ)	30分未満 1回につき	201	2,010円	201円	402円	603円
	30分以上 1回につき	317	3,170円	317円	634円	951円
1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合		300	3,000円	300円	600円	900円
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	1月につき	325	3,250円	325円	650円	975円
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	1月につき	315	3,150円	315円	630円	945円
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	500	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	250	2,500円	250円	500円	750円
専門管理加算	1月につき	250	2,500円	250円	500円	750円
初回加算(Ⅰ)	1月につき	350	3,500円	350円	700円	1,050円
初回加算(Ⅱ)	1月につき	300	3,000円	300円	600円	900円
退院時共同指導加算	1回につき	600	6,000円	600円	1,200円	1,800円
看護体制強化加算	1月につき	100	1,000円	100円	200円	300円
口腔連携強化加算	1回につき	50	500円	50円	100円	150円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1回につき	6	60円	6円	12円	18円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1回につき	3	30円	3円	6円	9円

【医療保険】訪問看護（病院・診療所）料金表

【看護師による場合】						
在宅患者訪問看護・指導料		点数	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
週3日目まで	1日につき	580点	5,800円	580円	1,160円	1,740円
週4日目以降	1日につき	680点	6,800円	680円	1,360円	2,040円
同一建物居住者訪問看護・指導料（同一日に2人）		点数	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
週3日目まで	1日につき	580点	5,800円	580円	1,160円	1,740円
週4日目以降	1日につき	680点	6,800円	680円	1,360円	2,040円
同一建物居住者訪問看護・指導料（同一日に3人以上）		点数	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
週3日目まで	1日につき	293点	2,930円	293円	586円	879円
週4日目以降	1日につき	343点	3,430円	343円	686円	1,029円
追加される加算						
		点数	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
難病等複数回訪問加算	1日に2回	450点	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日に3回以上	800点	8,000円	800円	1,600円	2,400円
	1日に2回 同一建物内1人又は2人	450点	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日に2回 同一建物内3人以上	400点	4,000円	400円	800円	1,200円
	1日に3回以上 同一建物内1人又は2人	800点	8,000円	800円	1,600円	2,400円
	1日に3回以上 同一建物内3人以上	720点	7,200円	720円	1,440円	2,160円
緊急訪問看護加算	月14日目まで	265点	2,650円	265円	530円	795円
	月15日目以降	200点	2,000円	200円	400円	600円
長時間訪問看護・指導加算	週1日	520点	5,200円	520円	1,040円	1,560円
	厚生労働大臣が定める者は週3日					
在宅患者連携指導加算	月1回	300点	3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回まで	200点	2,000円	200円	400円	600円
在宅ターミナルケア加算		2500点	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
夜間・早朝訪問看護加算	早朝 6時～8時	210点	2,100円	210円	420円	630円
	夜間 18時～22時					
深夜訪問看護加算	深夜 22時～6時	420点	4,200円	420円	840円	1,260円

【医療保険】訪問看護（病院・診療所）利用者様 その他 自費

交通費 往復1回	400円						
死亡後処置料	10,000円						

年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、
上記の通り重要事項を説明しました。

事業者	所在地	札幌市東区東苗穂 3 条 1 丁目 2 番 18 号
	法人名	社会医療法人 豊生会
	代表者	理事長 星野 豊

事業所	所在地	石狩郡当別町園生 53 番地 39
	事業所名	当別あんしんクリニック
	管理者	院長 長嶋 俊介
	説明者	

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者	住所	
	氏名	印

署名代行者	住所	
	氏名	印
	利用者との関係（	）